

夜間勤務手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
教育庁 学校総務サービス課	<p>岬町立中学校の教職員Aが行った夜間勤務について、適切な支給事務が行われず、夜間勤務手当が未払となっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="483 569 1279 732"> <thead> <tr> <th>勤務日</th> <th>勤務時間</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年6月13日</td> <td>22:00～22:30</td> <td rowspan="2">642円</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月14日</td> <td>22:00～22:30</td> </tr> </tbody> </table>	勤務日	勤務時間	支給額	平成30年6月13日	22:00～22:30	642円	平成30年6月14日	22:00～22:30	<p>検出事項について、当該校に対して、速やかに是正措置を講じるよう指示するとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われるよう指導されたい。</p> <p>また、市町村立学校教職員の給与支給事務手続に係るチェック機能を強化されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の給与に関する条例】</b>                      (夜間勤務手当)                      第23条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。                      2 夜間勤務手当の額は、前項の規定する勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。</p> <p><b>【職員の給与の支給方法等に関する規則】</b>                      (定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当)                      第18条 定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、1の月の分を次の月における給料の支給日に支給する。</p> </div>	<p>指摘された職員の夜間勤務手当については、職員の給与に関する条例に基づき、令和元年8月に追給の措置を講じた。</p> <p>市町村立学校教職員の給与支給事務手続に係るチェック機能の強化に向けた取組は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 該当校に対し、夜間勤務手当の入力及び支給額の確認等の周知徹底を図った。</li> <li>2 市町村教委に対し、今回の監査結果の内容を通知するとともに、その所管に属する学校に対し、給与支給の適正化について周知徹底を図った。</li> <li>3 服務監督を行う学校長を対象とした研修において、今回の監査結果を周知するとともに、給与支給における校長の果たすべき役割を再認識し、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図った。</li> <li>4 事務担当職員研修の際に、今年度監査に関する指摘事項の事例を取り入れ、学校長と協力し円滑な給与支給事務に取り組むよう指導した。</li> <li>5 学校長に対し、命令した夜間勤務等が適正に支給されているか確認を行うこと及び職員本人においても手当が適正に支給されているか確認するよう周知することを通知し、支給額の適正化を図った。</li> </ol>
勤務日	勤務時間	支給額									
平成30年6月13日	22:00～22:30	642円									
平成30年6月14日	22:00～22:30										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）